

# 空き家の 流通・利活用・除却を支援します



空き家対策ナビゲーター  
あきちゃん

## 空き家再生等推進事業補助金

ページ番号:1006662

### <対象事業>

地域課題解決や活性化に資する事業のために行う空き家の改修及び除却

### <補助金額>

改修の場合:上限500万円(経費の2/3)

除却の場合:上限160万円(経費の4/5)

### <主な補助要件>

- ・営利活動や宗教活動を目的としないもの
- ・所有者や町内会等から利用に関する理解が得られていること
- ・改修の場合は10年以上、除却の場合は5年以上活用すること

## 令和8年度新設

## 空き家等利活用支援事業補助金

ページ番号:1018391

### <対象事業>

空き家の敷地又は隣接地を取得することで狭小地又は無接道地である状態を解消し、当該空き家を除却又は利活用すること

### <交付金額> 上限80万円

※居住誘導区域内で子育て世帯が行う場合  
上限110万円

### <主な交付要件>

- ・取得後10年以上一体で敷地を活用すること
- ・一体とした敷地が150㎡以上であること

## 老朽危険空き家等除却事業補助金

ページ番号:1015966

### <対象事業>

一定水準以上の危険度があると判定された空き家の除却

### <補助金額> 上限50万円(除却費の1/2)

### <主な補助要件>

- ・居住用の住宅や長屋であった空き家
- ・建物の一部が傾斜している、外壁に穴が生じている等、市の調査により一定水準以上の危険度があると判定されたもの

## 空き家等流通促進奨励金

ページ番号:1018395

### <対象事業>

被相続人居住用家屋等確認書の交付を受けること

### <交付金額> 10万円

※居住誘導区域内の空き家の場合は30万円

### <主な交付要件>

- ・対象空き家の売買価格が800万円以下であること
- ・令和8年4月1日以降に譲渡を行ったもの

## 空き家等事前相談支援事業補助金

ページ番号:1006670

### <対象事業>

近隣の空き家について弁護士や司法書士に相談する際の相談費用

### <補助金額> 上限5千円 ※1物件につき3回まで(調停等の事前相談に係る報酬費用の1/2)

### <主な補助要件>

- ・富山県弁護士会所属の弁護士又は富山県司法書士会所属の司法書士との相談

## 空き家情報バンクサポート奨励金

ページ番号:1018387

### <対象事業>

空き家情報バンクに登録された空き家の所有者をサポートし、流通を促進する(事業者向け)

### <交付金額> 30万円

※居住誘導区域内の空き家の場合は50万円

### <主な交付要件>

- ・バンク登録後1年経過していること
- ・売買価格が800万円以下であること

詳細は富山市ホームページの「ページ番号検索」又はお問い合わせ先にてご確認ください

(お問合せ先)

富山市 活力都市創造部 住宅政策課 空き家対策推進班

〒930-8510 富山市新桜町7番38号 TEL:076-443-2113